

諮問番号：令和4年度(2022年度)諮問第1号

答申番号：令和4年度(2022年度)答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和3年（2021年）11月25日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

年金等を受領していないにもかかわらず、費用返還決定処分を受けた。したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

2 理由

（1）共済年金の受領について

審査請求人は、年金等を受領していない理由として、口頭意見陳述時に、30年から40年程前に名前の読み方を「〇〇」から「〇〇」へ変更した

と説明したが、国家公務員共済組合連合会（以下「共済組合」という。）や金融機関に対して「〇〇」と届け出ている。

なお、審査請求人が令和3年（2021年）5月13日に処分庁へ提出した年金証書及び年金額・支給額変更通知書（以下「年金証書等」という。）と、処分庁が同年7月13日に共済組合から得た年金情報（以下「年金情報」という。）における氏名「〇〇（〇〇）」及び基礎年金番号は同一であり、また、年金情報に記載されている共済年金の額と振込日が審査請求人「〇〇（〇〇）」の預金口座取引と一致し、さらに、当該口座について金融機関に届けている氏名（〇〇）及び住所と、審査請求書に記載されている審査請求人の氏名（〇〇）及び住所が一致していることから、審査請求人が共済年金を受領したと判断できる。

（2）返還額の決定について

処分庁は、審査請求人に対し、法第63条に基づく費用返還について説明を行い、自立更生計画書の提出用紙を手渡したものの、審査請求人は「生活保護制度に納得していない。」等の発言を行い、自立更生計画書を提出しなかったことから、自立更生に要する経費は無いと判断し返還額を決定しており、処分庁の裁量権の範囲を逸脱しているとは言えず、費用返還処分には不当な点は見当たらない。

第4 調査審議の経過

令和4年（2022年）	5月27日	審査庁から諮問
	7月7日	第1回審議
	7月29日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

（1）遡及して受給した年金収入の取扱いについて

法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」（保護の補足性）と定めている。

これを受けて、法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と定めている。

また、仮に遡及して受給した年金収入相当額の返還がなされない場合には、年金と生活保護費とを重複して受給していることになるので、年金を受給している他の被保護者と比較して著しく公平性を欠くこととなる。この点につき「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年（2012年）7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）では、遡及して受給した年金収入に係る自立更生費の取扱いについて、「定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると」、「厳格に対応することが求められる」旨が示されており、具体的には、「費用返還額は原則として全額となること」や、「真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」が求められている。

年金を遡及して受給した場合の資力の発生時点について、課長通知1—(2)—(ウ)は、年金受給権発生日としている。

(2) 審査請求人の年金の受領について

処分庁は、審査請求人に共済年金の遡及支給分（以下「遡及年金」という。）〇〇円が支払われていたことを確認したと主張しているが、審査請求人は30年から40年程前に名前の読み方を「〇〇」から「〇〇」へ変更したことを理由として、年金等を受領していないと主張している。

このことについて、審査請求人が自ら処分庁に提出した年金証書等に記載された氏名は「〇〇（〇〇）」であることが認められる。また、この年金

証書等に記載された氏名及び基礎年金番号と同一の氏名及び基礎年金番号について処分庁が共済組合から得た年金情報によると、平成23年（2011年）10月20日に共済年金の受給権が発生していること及び遡及年金〇〇円が令和3年（2021年）5月14日に支払われていることが認められる。さらに、同日に同額の振り込みが行われている預金口座の名義人の氏名の漢字表記「〇〇」及び住所は、審査請求書に記載された氏名及び住所と同一であることが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は、共済年金を受領しているものと認められ、これを覆す特段の事情は見当たらない。審査請求人の主張には根拠がなく、採用することはできない。

（3）返還対象額の算定について

共済年金の受給権発生日は平成23年（2011年）10月20日であり、審査請求人の生活保護受給開始は、共済年金の受給権発生後である令和元年（2019年）10月1日からであることから、審査請求人が令和3年（2021年）5月14日に受領した遡及年金〇〇円が法第63条に規定する「資力」として認められる。令和元年（2019年）10月1日以降に支給した生活保護費支弁額の全額〇〇円が遡及年金〇〇円を下回るため、〇〇円が法第63条の規定による返還対象額となると認められる。

処分庁が、審査請求人に、遡及年金受領に伴う法第63条の規定による費用返還決定に係る自立更生費の説明を行い、自立更生費の申立てを行うよう口頭で指導したにも関わらず、審査請求人が自立更生費に関する申立てを行わなかったものであるから、自立更生費の控除を認めることはできず、生活保護開始以降に支給した生活保護費支弁額の全額〇〇円を法第63条の規定による返還対象額とした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 宮田 房之

委員 井寺 美穂

委員 不動 洋子